（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） 2　この省令の施行の際現にされている脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「旧法」という。）第十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を旧法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は旧法第十三条第二項若しくは第三項（これらの規定を旧法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第十二条第一項の規定による変更に係る提出又は法第十三条第三項の規定による変更に係る通知に係る計画書の様式については、新規則別記様式第一にかかわらず、なお従前の例による。 3　この省令の施行の日（第五項において「施行日」という。）以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十二条第一項若しくは第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は旧法第十三条第二項若しくは第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第十二条第一項の規定による変更に係る提出又は法第十三条第三項の規定による変更に係る通知に係る計画書の様式については、新規則別記様式第一にかかわらず、なお従前の例による。 4　この省令の施行の際現にされている旧法第十九条第一項の規定による届出に係る届出書又は旧法第二十条第二項の規定による通知に係る通知書の様式については、新規則別記様式第二十二にかかわらず、なお従前の例による。 5　施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十九条第一項の規定による届出の法第十九条第一項後段の規定による変更の届出に係る届出書又は旧法第二十条第二項の規定による通知の法第二十条第二項後段の規定による変更の通知に係る通知書の様式については、新規則別記様式第二十二にかかわらず、なお従前の例による。	**附　則** （経過措置） 2　この省令の施行の際現にされている建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は法第十三条第二項若しくは第三項（これらの規定を法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知に係る計画書の様式については、この省令による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）別記様式第一にかかわらず、なお従前の例による。 3　この省令の施行の日（第五項において「施行日」という。）以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる法第十二条第一項若しくは第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は法第十三条第二項若しくは第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の法第十二条第二項の規定による変更に係る提出又は法第十三条第三項の規定による変更に係る通知に係る計画書の様式については、新規則別記様式第一にかかわらず、なお従前の例による。 4　この省令の施行の際現にされている法第十九条第一項の規定による届出に係る届出書又は法第二十条第二項の規定による通知に係る通知書の様式については、新規則別記様式第二十二にかかわらず、なお従前の例による。 5　施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる法第十九条第一項の規定による届出の同項後段の規定による変更の届出に係る届出書又は法第二十条第二項の規定による通知の同項後段の規定による変更の通知に係る通知書の様式については、新規則別記様式第二十二にかかわらず、なお従前の例による。
（建築環境推進官） **第七十九条の二**　住宅局に、建築環境推進官一人を置く。 2　建築環境推進官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。 一・二　（略） 三　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関すること。	（建築環境推進官） **第七十九条の二**　住宅局に、建築環境推進官一人を置く。 2　建築環境推進官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。 一・二　（略） 三　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第八条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建築環境推進官） **第七十九条の二**　住宅局に、建築環境推進官一人を置く。 2　建築環境推進官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。 一・二　（略） 三　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関すること。	（建築環境推進官） **第七十九条の二**　住宅局に、建築環境推進官一人を置く。 2　建築環境推進官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。 一・二　（略） 三　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。